

山口大学工学部学術資料展示館が所蔵する著作物の使用に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、山口大学工学部学術資料展示館（以下「学術資料展示館」という。）が所蔵する著作物の使用許可に関し必要な事項を定める。

(著作物等の定義及び使用許可の範囲)

第2条 本取扱要項において、著作物とは学術資料展示館ホームページに掲載の記事及び写真をいう。

- 2 著作物を使用することができる範囲は、大学等における教育又は学術研究若しくは博物館等における展示を目的とするものに限るものとする。ただし、館長が必要と認める場合は、この限りではない。

(使用許可申請等)

第3条 著作物の利用を希望する者は、山口大学工学部学術資料展示館著作物使用許可申請書（様式第1号）（以下、「申請書」という。）を館長に提出するものとし、参考資料がある場合は申請書とともに提出するものとする。

- 2 館長は、前項の申請を受け付けたときは、内容を審査し、使用の可否を決定するとともに、山口大学工学部学術資料展示館著作物使用許可（不許可）書（様式第2号）により申請者に対し結果を通知するものとする。

(遵守事項)

第4条 著作物の使用許可を受けた者が、著作物を使用するときは、著作権法（昭和45年法律第48号）を遵守しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 著作物を学術論文等を使用する場合は、「山口大学工学部学術資料展示館」の提供であることを明記すること。
 - (2) 著作物を目的以外に使用しないこと。
 - (3) 著作物を第三者に無断で複製・複写・転用・転載しないこと。
 - (4) 著作物の使用期間が終了した後、直ちにファイルを消去すること。
 - (5) 著作物をソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）に掲載しないこと。
 - (6) 著作物の使用に当たって学術資料展示館に損害を与えた場合は、直ちに館長に報告するとともに、その損害を弁償すること。
 - (7) 著作物の使用により、公序良俗に反する行為を行わないこと。
 - (8) その他、館長の指示に従うこと。

(使用の中止)

第5条 館長は、著作物の使用許可を得た者が前条の規定に違反し、又は指示に従わないときは、直ちに使用を中止させるものとする。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、学術資料展示館所蔵の著作物の使用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。